

「川口ダム自然エネルギーミュージアム」 コンテンツリニューアル業務に係る 企画提案募集要項

1 業務概要

(1) 業務の目的

徳島県企業局では、「発電と環境への関わり」や「科学技術における一歩先の未来」への関心を高め、自然エネルギー普及促進と次代の技術者育成を図るため、企業局川口庁舎1階に「川口ダム自然エネルギーミュージアム」を整備している。

令和8年7月に「川口ダム自然エネルギーミュージアム」が開館10周年を迎えることを機に、施設全体のコンテンツをリニューアルし、更なる魅力度向上を図るとともに、入館者数の増加により地域のにぎわいを創出する。

(2) 業務名称

「川口ダム自然エネルギーミュージアム」コンテンツリニューアル業務

(3) 業務内容

別添「川口ダム自然エネルギーミュージアム」コンテンツリニューアル業務仕様書」（以下「仕様書」という。）に記載のとおり

(4) 事業主体

徳島県企業局

(5) 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

(6) 履行期間

契約締結日から令和9年1月29日（金）まで

(7) リニューアルオープン時期（予定）

令和8年秋（11月頃）

(8) 見積限度額

計70,000千円（消費税及び地方消費税相当額（税率10%）含む）

（内訳）

令和7年度 30,000千円

令和8年度 40,000千円

2 参加資格

次の全ての要件を満たす者であって、本業務を的確に遂行するに足る能力を有する者であることを条件とする。

(1) 単独企業

ア ミュージアム、公共空間又は商業施設等において、令和2年4月1日以降に完了した、次の(ア)及び(イ)の実績がある者

(ア) 展示面積が100㎡以上、1日5時間以上かつ週5日以上、公開から6か月以上、継続的に公開することを想定した展示やコンテンツにおける企画設計及び開発

- (イ) 体験者の興味関心を引き出し、展示体験のモチベーションを創出する演出や映像的手法、インタラクティブやイマーシブ等の平面映像にとどまらない感性に訴える表現方法を活用した大型展示やコンテンツの企画設計及び開発
 - イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
 - ウ 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていない者
 - エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てを行っていない又は申立てがなされていない者及びこれらの手続中でない者
 - オ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
 - カ 特定の政治活動や宗教活動を主たる目的とする者、公序良俗に反する等適当でないと認められる者でないこと。
 - キ 本プロポーザルに関して、2(2)に定める共同企業体（JV）の構成員を兼ねている者でないこと。
- (2) 共同企業体（JV）による参加の場合
- ア 構成員のうち1者以上が、2(1)アの要件を満たしていること。
 - イ 全ての構成員が、2(1)イ～カに掲げる要件を全て満たしていること。
 - ウ 各構成員が、本プロポーザルに関して他の共同企業体（JV）の構成員を兼ねている者でないこと。

3 現地説明会の開催

希望者に対して現地説明会を開催する。

なお、説明会への参加の有無は、資格審査及び企画提案の評価に影響するものではない。

- (1) 開催日時
令和7年9月2日（火）午前10時から
- (2) 集合場所
徳島県那賀郡那賀町吉野字イヤ谷72-1 徳島県企業局川口庁舎1階
川口ダム自然エネルギーミュージアム（別添「現地説明会案内図」のとおり）
- (3) 内容
 - ア 概要説明
 - イ 館内見学
 - ウ 川口ダム及び川口発電所見学（参加者のうち希望する者）
- (4) 参加申込方法
参加を希望する者は、現地説明会参加申込書（様式第1号）を電子メール又はフ

アクションにて令和7年8月27日（水）午後5時までに事務局へ提出し、送信後、電話にて着信の確認を行うこと。なお、口頭での参加申込みは受け付けない。

(5) その他

ア 説明会への参加は、1者3名（共同企業体の場合は1企業体3名）までとする。

イ 募集要項、仕様書等の書類は各自で用意すること。

4 参加申込書等の提出及び資格審査

(1) 提出書類

本プロポーザルに参加する場合は、次のア～ウに記載する書類等を作成し、1部を持参又は郵送（書留で期限内必着）により事務局まで提出すること（提出用紙は、A4判縦・片面印刷とする。）。

ア 参加申込書（様式第2号）

イ 添付書類

(ア) 法人の場合は登記簿謄本（履歴事項全部証明書）、個人事業者の場合は、開業届の写し

(イ) 会社等の概要が分かる書類（パンフレット等）

(ウ) 直近2期分の決算書又はこれに類するもの

（設立1年未満等で決算書がない場合は、事業計画書及び予算書）

(エ) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税について未納がない旨の証明（発行後3か月以内）

(オ) 都道府県税について未納がない旨の証明（発行後3か月以内）

(カ) 共同企業体（JV）による参加の場合、共同企業体結成届（様式第3号）

※ 共同企業体（JV）による参加の場合、(ア)～(カ)の書類は全ての構成員が提出すること。

ウ 参加事業者の概要・業務実績（様式第4号）

・ 共同企業体（JV）による参加の場合、構成員ごとに作成し、「事業者名」には共同企業体名を括弧書きで併記すること。

・ 業務実績については、過去5年間の主な契約実績を記載すること。ただし、本業務内容に類する業務を優先して記載し、一部内容のみを実施した場合は、その旨を記載すること。なお、2(1)アに掲げる業務を必ず1件以上（共同企業体（JV）による参加の場合は構成員のうち最低1者が1件以上）記載すること。また、画像や写真を必要に応じて添付すること。

(2) 提出期限

令和7年9月11日（木）午後5時まで（必着）

(3) 資格審査

事務局において、4(1)の提出書類を元に2の参加資格の審査を行う。

資格審査の結果については、参加申込みを行った全ての事業者に対し、令和7年9月22日（月）までに文書で通知する。

5 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

4 (3)の資格審査に合格した者は、次のア～オに記載する書類等を作成し、正本1部、副本9部を持参又は郵送（書留で期限内必着）により事務局まで提出すること（提出用紙は、特に指定のない場合はA4判縦・片面印刷とする。また、A3判を使用する際は片袖折りとすること）。

ア 企画提案書（任意様式とし、記載項目は、以下(ア)～(エ)のとおりとする。）

(ア) 業務実施計画（A3判横・片面印刷5枚以内）

- ・ 仕様書に基づき、次の事項について具体的に記載すること。

項目	内容
計画の概要	コンセプトの具体化、全体の展示構成等
制作するコンテンツの内容	各展示の内容、期待する効果、活用する技術・アイデア等
システム構成	使用する機器やネットワークの構成、メンテナンス方法、運用コスト等

- ・ 別添「川口ダム自然エネルギーミュージアム」コンテンツリニューアル基本方針」及び評価基準の内容を踏まえたものとする。
- ・ コンテンツの内容が視覚的に分かるよう、画像やイラストを使用して作成すること（詳細図ではなく、スケッチレベルのものでよい。また、引用元情報を明記した上で、自社以外が手掛けた事例等をイメージ共有のための参考資料として例示してもよい。）。

(イ) 機器関連情報

- ・ (ア)の計画を実現するに当たって、コンテンツの運用に必要であると想定される機器をリストアップすること。
- ・ 本業務において調達する機器の情報（機種名、仕様、数量等）について、具体的に記載すること。

(ウ) 業務実施スケジュール（A4判縦又はA3判横・片面印刷1枚以内）

- ・ 川口ダム自然エネルギーミュージアムにおける作業（現地導入等）は、次のa～cを踏まえて作成すること。
 - a 令和8年8月末までは既存コンテンツを運用し開館するため、現地導入や撤去は令和8年9月以降に可能となる。
 - b 令和8年8月以降、川口ダム2号洪水吐ゲート巻上機取替工事を別途実施予定であり、令和8年9月から10月末までは施設の正面出入口付近を堤体補強用仮設置や資機材置き場に使用する予定である。
 - c bの仮設置等期間中に、施設を一時休館の上、作業を行うこととするが、機器及び什器の搬入出の動線等については、工事の受注者及び企業局と協議、調整し決定する必要がある。
- ・ スケジュールの作成に当たっては、企業局等との協議、調整に要する期間も勘案すること。

(エ) 業務実施体制

- ・ 業務実施に当たる具体的な体制を記載すること。

イ 特記提案事項（様式第 5 号）

- ・ 様式で指定する内容について、ア(7)の業務実施計画にどのように取り入れ実現するかを記載すること。

ウ 見積書（任意様式）

- ・ 1(8)に記載の見積限度額の範囲内で、令和 7 年度、令和 8 年度業務の積算額を分けて見積もること。
- ・ 見積りの基礎となる内容及び数量等の積算内訳を記載すること。
- ・ 見積額には、機器の調達及び設置に係る費用並びに既存コンテンツの撤去及び処分に係る費用を含めること。

エ 配置予定者の経歴等（様式第 6 号）

- ・ 配置予定の総括責任者及び主たる担当者について記載すること。
- ・ 共同企業体（JV）による参加の場合、構成員ごとに作成し、「事業者名」には共同企業体名を括弧書きで併記すること。
- ・ 業務実績については、画像や写真を必要に応じて添付すること。

オ 参考資料（類似業務実績の写真、動画など、企画提案内容を補足する資料）

- ・ 任意提出とする。
- ・ 動画の場合、DVD等の記録媒体により提出し、副本（予備）は不要とする。

(2) 提出期限

令和 7 年 10 月 3 日（金）午後 5 時まで（必着）

6 質問の受付及び回答

(1) 質問の方法

本プロポーザルに係る質問は、質問書（様式第 7 号）により行うものとし、電子メール又はファクシミリにより事務局まで提出し、送信後、電話にて着信の確認を行うこと。なお、口頭での質問は受け付けない。

(2) 受付期間

令和 7 年 8 月 18 日（月）から 9 月 4 日（木）午後 5 時まで

(3) 質問に対する回答

令和 7 年 9 月 9 日（火）までに徳島県ホームページに掲載する。

7 企画提案書等の評価

(1) 企画提案の評価（採点）は、提出された企画提案書等について、別に設置する委託事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）が行う。

選定委員会は非公開とし、評価内容に関する質問や異議は受け付けない。

(2) 企画提案の評価（採点）は、プレゼンテーション審査により行う。

- ・ プレゼンテーション審査に参加する提案者には、詳細を別途通知する。
- ・ プレゼンテーション審査を欠席の場合は、参加辞退とみなす。
- ・ やむを得ない事情によりプレゼンテーション審査ができない場合には、別途通知する。

(3) 評価基準及び評価（選定）方法について

審査に当たっては、別添の評価基準により、総合的に評価し、選定委員会で最優秀提案者を選定する。

(4) 評価結果

評価結果は、プレゼンテーション審査に参加した全ての者に書面で通知するとともに、最優秀提案者の名称を県ホームページにて公表する。

(5) 評価対象からの除外

次の要件のいずれかに該当した場合は、失格（選定対象から除外）とする。

ア 提出書類に虚偽の記載があった場合

イ 2案以上の企画提案をした場合

ウ 他の提案者と企画提案の内容又はその意思について相談を行った場合

エ その他、審査結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合

(6) 提案者が1者であった場合の取扱い

提案者が1者の場合においても、評価を行うものとし、評価の結果、業務を適切に実施できると判断された場合には、当該事業者を契約候補者として決定する。

8 参加の辞退

参加申込書の提出後、都合により参加を辞退する場合は、プレゼンテーション審査実施日の前日正午までに、参加辞退届（様式第8号）を提出すること。なお、辞退の届出は持参又は郵送（書留で期限内必着）によること。

9 契約に関する事項

(1) 契約に関する通知

選定委員会が選定した最優秀提案者を契約候補者とし、徳島県企業局長（以下、「局長」という。）から、その旨を通知した後、速やかに契約を締結する。

なお、企画提案はあくまでも提案者の企画力、実施能力等を判断するために行うものであり、委託内容・経費について協議・調整を行った後に契約を締結する。ただし、契約条件が調整できない場合には契約しない場合がある。

(2) 契約候補者との協議・調整が整った後は、契約候補者から改めて見積書を徴収し、内容を審査の上、別添契約書（案）を基本として委託契約を締結する。

(3) 契約候補者との協議・調整が整わなかった場合は、その選定を取り消すとともに、選定委員会において次点となったものを契約候補者とし、契約内容についての協議・調整を行った上で、契約を締結する。

(4) 成果物及び構成素材に関わる知的財産権等の取扱い

ア 成果物及びその構成素材に含まれる第三者の著作権その他の権利についての交渉・処理は、受託者が納品前に処理を行うこととし、その経費は委託費に含むものとする。

イ 委託業務において制作された成果物及びその構成素材（制作過程で作られた素材等の著作権も含む。）に関する所有権、著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）及びその他一切の権利は、徳島県に帰属するものとする。

なお、受託者は著作者人格権を行使しないものとする。

10 その他の留意事項

- (1) 書類の作成・提出に要する一切の経費は、提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類については返却しない。
- (3) 提出された書類は、企画提案の評価以外に提案者に無断で使用しない。
- (4) 企画提案書の提出後は、原則、記載内容の変更を認めない。
- (5) 本要項に関して徳島県から受領した全ての資料は、局長の了解を得ずに公表、又は使用してはならない。

11 スケジュール

現地説明会参加申込書の提出期限	令和7年8月27日（水）
現地説明会開催	令和7年9月2日（火）
質問受付期間	令和7年8月18日（月）～9月4日（木）
質問に対する回答公表	令和7年9月9日（火）
参加申込書提出期限	令和7年9月11日（木）
資格審査結果通知	令和7年9月22日（月）
企画提案書提出期限	令和7年10月3日（金）
選定委員会開催	令和7年10月上旬
選定結果通知	令和7年10月中旬

12 添付資料

- (1) 仕様書
- (2) 「川口ダム自然エネルギーミュージアム」コンテンツリニューアル基本方針
- (3) 評価基準
- (4) 契約書（案）
- (5) 現地説明会案内図

13 事務局（書類等提出先）

〒770-8570 徳島市新蔵町1丁目86

徳島県企業局事業推進課 自然エネルギー・地域貢献室

電話：088-678-7683

ファクシミリ：088-678-7395

電子メール：kigyokyokujigyousuishinka@pref.tokushima.lg.jp